

佐賀県告示第 209 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から廃止の届出があった。

平成 27 年 4 月 17 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

名称	所在地	廃止年月日
川添歯科医院	唐津市西唐津二丁目 6228 番地 8	平成 27 年 1 月 31 日
北方整形外科	武雄市北方町志久 3435 番地 10	平成 26 年 12 月 27 日
オレンジ薬局	唐津市鏡 2539 番地 2	平成 26 年 12 月 31 日
馬渡クリニック	西松浦郡有田町本町丙 1074 番地 1	平成 26 年 11 月 30 日
石井医院	多久市北多久町大字小侍 550 番地	平成 26 年 6 月 1 日
医療法人立秀会伊澤耳鼻咽喉科	唐津市西城内 2 番 17 号	平成 26 年 11 月 25 日
広瀬小児科医院	佐賀市中の小路 8 番 20 号	平成 27 年 1 月 31 日
植田産婦人科医院	佐賀市与賀町 2 番 53 号	平成 27 年 1 月 26 日